

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう \(条文解説\)](#) 第7章 財政 (5)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第7章 財政 (5)

日本国憲法第八十七条 【 予備費 】

予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべての予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

概要説明

予見し難い、不測の事態が生じた場合に備えて予備費の制度を設けています。このような想定外の支出には、補正予算を作成し、国会の議決を求める方法もありますが、それでは緊急事態に対処できません。そこで予め、一定金額を予備費として予算の中に計上し、国会の承認を得ておき、内閣の責任で支出できるようにしました。具体的な支出についての国会の事前承認がないのですから、財政民主主義の例外措置といえます。

内閣は事後の国会で承諾を得なければなりません。仮に、承諾が得られなかったとしても、すでに支出した分の法的効果に影響はありませんが、内閣の政治責任が問われることとなります。

語句説明

①予見・・・事が起こる前に、あらかじめ見通して知ること。予知。

②予備費・・・不測の事態にそなえて、あらかじめ確保しておく費用。予備費。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録**お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.